鳥取県告示第99号

労働関係調整法 (昭和21年法律第25号) 第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令 (昭和21年勅令第478号) 第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 事件

- (1) 賃金引上げ及び夏季一時金の保障に関する件
- (2) 医師・看護師の確保と離職防止に関する件
- (3) 成果主義賃金の導入反対に関する件
- (4) 長時間夜勤・二交代制勤務の導入及び拡大の反対に関する件
- (5) 賃金・労働条件についての交渉に関する件
- (6) 国民共同の課題等についての職場・地域での行動の具体化及び労使の共同の強化に関する件
- (7) 支部・単組独自要求に関する件

2 日時

平成20年3月14日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設

施 設 名	所 在 地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 252
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田 690
米子医療生活協同組合	米子市富益町 1128

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。